

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
ナイスケア（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、合同会社AKASHIが設置するナイスケア（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護および同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）へ適切かつ効果的なサービスの提供を行うことにより、利用者が自立した日常生活又は地域での社会生活を営むことができることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及びその他関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 ナイスケア

（2）所在地 神戸市兵庫区荒田町3丁目14番7号 アルカディア大石103号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（常勤、従業者と兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 1人以上（従業者と兼務）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

（ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明す

るとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 3人以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日及び祝祭日を除く。

＜サービス提供日＞ 月曜日から金曜日までとする。

ただし、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日及び祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

＜サービス提供時間＞ 午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(5) 難病等対象者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 指定居宅介護等に係るサービスの提供内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護等計画の作成

(2) 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事等の介護

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事の援助

(3) 重度訪問介護

常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(4) 同行援護

移動に著しい困難を有する利用者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援及び移動の援護並びに排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要と

なる援助

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収しない。

4 前各項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

2 前項の場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、神戸市とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定居宅介護等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施
(年1回以上)

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決)

第13条 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定居宅介護等に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定居宅介護等に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(暴力団の排除)

第15条 事業所の代表者及び管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、又、事業所の運営について暴力団等の支配を受けない。

(事故発生の防止及び対応)

第 16 条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発防止等に関する指針を定める。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止についての会議を開き、従業者に対して研修を行う。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営内容の評価及び結果の公表)

第 18 条 事業所は、その運営状況の内容について評価を行い、その結果を公表するように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。